

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案要綱

第一 燃料として利用される製品

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとすること。

- 1 分別収集物を圧縮し、又は破碎することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの
- 2 炭化水素油
- 3 水素及び一酸化炭素を主成分とするガス

（第一条関係）

第二 設計認定等に係る手数料の額等

- 一 法第十五条第一項の政令で定める期間は、三年とすること。
（第二条関係）
- 二 設計認定又は法第九条第一項の変更の認定を受けようとする者が納める手数料の額について、所要の規定を設けること。
（第三条関係）

- 三 指定調査機関が行う設計調査に係る手数料の額の主務大臣による認可について、所要の規定を設けること。
（第四条関係）

第三 特定プラスチック使用製品及び特定プラスチック使用製品提供事業者の業種

法第二十八条第一項の政令で定めるプラスチック使用製品は、次の表の上欄に掲げる製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるものであつて、主としてプラスチック製のものに限る。）とし、同項の政令で定める業種は、当該製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。

製 品	業 種
フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー 及び飲料用ストロー	各種商品小売業（無店舗のものを含む。）、飲食 料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮 魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含 む。）、宿泊業、飲食店及び持ち帰り・配達飲食 サービス業
ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ 及び歯ブラシ	宿泊業
衣類用ハンガー及び衣類用カバー	各種商品小売業（無店舗のものを含む。）及び洗

(第五条関係)

第四 特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件等

- 一 法第三十条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において提供した特定プラスチック使用製品の量が五トン以上であることとする事。

(第六条関係)

- 二 法第三十条第四項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。

厚生労働大臣	厚生科学審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
経済産業大臣	産業構造審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

(第七条関係)

第五 認定再商品化計画に係る再商品化に必要な行為の委託の基準等

一 法第三十三条第三項第四号ニ及びホの政令で定める使用人について、所要の規定を設けること。

(第八条関係)

二 認定市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を再商品化実施者に委託する場合の基準について、所要の規定を設けること。

(第十一条関係)

第六 分別収集物の再商品化に必要な行為の委託の基準等

一 市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を指定法人に委託する場合の基準について、所要の規定を設けること。

(第九条関係)

二 指定法人が市町村の委託を受けた分別収集物の再商品化に必要な行為（産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を他人に再委託する場合の基準について、所要の規定を設けること。

(第十条関係)

第七 認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準等

一 法第三十九条第二項第二号及び第三号並びに同条第三項第三号ホ及びへの政令で定める使用人につい

て、所要の規定を設けること。

(第十二条及び第十三条関係)

- 二 認定自主回収・再資源化事業者が認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限り。）を認定自主回収・再資源化事業計画に記載された法第三十九条第二項第五号に規定する者に委託する場合の基準について、所要の規定を設けること。

(第十四条関係)

第八 多量排出事業者の要件等

- 一 法第四十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 1 常時使用する従業員の数が二十人以下の個人及び法人その他の団体であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの

- 2 常時使用する従業員の数が五人以下の個人及び法人その他の団体であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの

(第十五条関係)

- 二 法第四十六条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が二百五十トン以上であることとする。

(第十六条関係)

三 法第四十六条第五項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、同表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第四十六条第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会及び中央環境審議会とすること。

<p>厚生労働大臣</p>	<p>医療業にあつては社会保障審議会、医薬品製造業にあつては薬事・食品衛生審議会、その他の厚生労働大臣の所管に属する事業にあつては産業構造審議会及び中央環境審議会</p>
<p>農林水産大臣</p>	<p>農業、食料品製造業、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業及び飲食店にあつては食料・農業・農村政策審議会、漁業及び水産養殖業にあつては水産政策審議会、その他の農林水産大臣の所管に属す</p>

	る事業にあつては産業構造審議会及び中央環境審議会
経済産業大臣	産業構造審議会
国土交通大臣	建設業にあつては中央建設業審議会、その他の国土交通大臣の所管に属する事業にあつては産業構造審議会及び中央環境審議会
環境大臣	中央環境審議会

(第十七条関係)

第九 認定再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準等

一 法第四十八条第二項第二号及び第三号並びに同条第三項第三号ホ及びへの政令で定める使用人について、所要の規定を設けること。
(第十八条及び第十九条関係)

二 認定再資源化事業者(法第四十八条第一項第二号に掲げる者に限る。)が認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集又は運搬に該

当するものに限る。)を認定再資源化事業計画に記載された法第四十八条第二項第六号に規定する者に委託する場合の基準について、所要の規定を設けること。
(第二十条関係)

第十 権限の委任

法に規定する主務大臣の権限のうち、地方支分部局の長に委任する権限について、所要の規定を設けること。
(第二十一条関係)

第十一 附則

- 一 この政令は、法の施行の日(令和四年四月一日)から施行すること。
(附則第一条関係)
- 二 関係政令について所要の改正を行うこと。
(附則第二条から第十二条まで関係)